

町田市子ども・子育て会議条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 8 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

(1) 法第77条第1項各号に掲げる事務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務

(組織)

第4条 子育て会議は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(2) 子ども・子育て支援を実施する事業者の代表

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表

(4) 子ども・子育て支援に関係する者の代表

(5) 経済関係団体の代表

(6) 公募による保護者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(臨時委員)

第 6 条 市長は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認めるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長)

第 7 条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 3 3 年 4 月

町田市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 58 号を第 59 号とし、第 57 号の次に次の 1 号を加える。

(58) 町田市子ども・子育て会議委員

別表国民健康・栄養調査員の項の次に次のように加える。

町田市子ども・子育て会議	会長	日額 25,500 円
	学識経験者	日額 21,700 円
	その他委員	日額 10,000 円

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

町田市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例附則第2条

改正後	改正前																																		
第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 (1)～(57) 略 <u>(58) 町田市子ども・子育て会議委員</u> <u>(59) 略</u> 別表(第3条関係)	第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 (1)～(57) 略 <u>(58) 略</u> 別表(第3条関係)																																		
<table><tr><th colspan="2">職名</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="5">国民健康・栄養調査員</td><td>医師 歯科医師</td><td>日額 22,600円</td></tr><tr><td>保健師 看護師 栄養士 管理栄養士 臨床検査技師</td><td>日額 14,100円</td></tr><tr><td>町田市子ども・子育て会議会長</td><td><u>日額 25,500円</u></td></tr><tr><td>学識経験者</td><td><u>日額 21,700円</u></td></tr><tr><td>その他委員</td><td><u>日額 10,000円</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td><td>略</td></tr></table>	職名		報酬額	略	略	略	国民健康・栄養調査員	医師 歯科医師	日額 22,600円	保健師 看護師 栄養士 管理栄養士 臨床検査技師	日額 14,100円	町田市子ども・子育て会議会長	<u>日額 25,500円</u>	学識経験者	<u>日額 21,700円</u>	その他委員	<u>日額 10,000円</u>	略		略	<table><tr><th colspan="2">職名</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="2">国民健康・栄養調査員</td><td>医師 歯科医師</td><td>日額 22,600円</td></tr><tr><td>保健師 看護師 栄養士 管理栄養士 臨床検査技師</td><td>日額 14,100円</td></tr><tr><td colspan="2">略</td><td>略</td></tr></table>	職名		報酬額	略	略	略	国民健康・栄養調査員	医師 歯科医師	日額 22,600円	保健師 看護師 栄養士 管理栄養士 臨床検査技師	日額 14,100円	略		略
職名		報酬額																																	
略	略	略																																	
国民健康・栄養調査員	医師 歯科医師	日額 22,600円																																	
	保健師 看護師 栄養士 管理栄養士 臨床検査技師	日額 14,100円																																	
	町田市子ども・子育て会議会長	<u>日額 25,500円</u>																																	
	学識経験者	<u>日額 21,700円</u>																																	
	その他委員	<u>日額 10,000円</u>																																	
略		略																																	
職名		報酬額																																	
略	略	略																																	
国民健康・栄養調査員	医師 歯科医師	日額 22,600円																																	
	保健師 看護師 栄養士 管理栄養士 臨床検査技師	日額 14,100円																																	
略		略																																	